

○島田市格付公募型一般競争入札実施要領

最終改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札のうち、格付（島田市建設工事競争入札参加者の格付要領第2に規定する格付け区分をいう。）を行い実施する入札（以下「格付公募型一般競争入札」という。）について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 格付公募型一般競争入札の対象は、次に掲げる工事で予定金額130万円を超え1億5千万円（建築一式工事については3億円）未満のものとし、市内業者で施工可能な工事とする。ただし、緊急工事、関連工事及び特殊工事は除くものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 水道施設工事

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 格付公募型一般競争入札に参加する者の資格は、政令第167条の4に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 入札に付す工事の工種及び金額に応じた区分に格付けされている者
 - (2) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業の許可を受けており、かつ、同法第28条第3項の規定による営業停止期間中でない者
 - (3) 対象建設工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正である者
 - (4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年9月28日島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でない者
 - (5) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けている期間中でない者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有している者
- (発注基準)

第4条 発注基準については、市長が別に定める。

(入札の公告)

第5条 入札の公告は、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条の規定に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 公告は、毎週月曜日の午後5時までに行うものとする。
- (2) 公告は、原則として島田市電子入札運用基準で規定するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行うものとする。

2 前項に定める公告を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、前週の金曜日の午後5時までに公告を行うものとする。

(設計図書等)

第6条 入札参加希望者は、適正な見積を行うために、格付公募型一般競争入札設計図書申込書(様式第1号)を提出するものとする。ただし、電子入札の入札参加者にあつては電子入札システムから設計図書等の情報を取り込むことができる。

2 契約検査課長は、前項に規定する申込があつた場合には、速やかに電子メールで設計図書等を送信するものとする。

(入札参加の申請)

第7条 入札参加希望者は、当該参加しようとする入札日の前週の金曜日の午前11時までに、紙入札の入札参加者にあつては島田市格付公募型一般競争入札参加申請書(様式第2号)を、電子入札の入札参加者にあつては電子入札システムによる一般競争参加資格確認申請書を提出するものとする。この場合において電子入札システムの添付機能を利用して配置予定の現場代理人及び主任技術者届(様式第3号)提出するものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 入札参加資格の確認は、受理した申請書の審査により行い、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていると確認した者を入札参加資格者とする。

2 審査の結果は、当該入札日の週の月曜日に紙入札にあつてはFAXで、電子入札にあつては電子入札システムの電子メールにより通知するものとする。

3 入札日の週の月曜日が、祝日に当たるときは、前週の金曜日に通知するものとする。

(入札の執行)

第9条 市長は、入札に際し入札参加者に工事費内訳書(様式第4号)の提出を求めるものとする。この場合において紙入札にあつては、入札書に併せて持参し提出するものとし、電子入札にあつては入札書の送信時に電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

2 市長は、当該工事の積算の内訳書の提出を求めることができる。

(入札の無効)

第10条 次に掲げる入札は無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 建設工事競争契約入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加制限措置を受けて入札時点において入札参加制限期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第11条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果等一覧表を作成のうえ、閲覧方式により行うものとする。

(技術者等の配置)

第12条 落札者は、様式第2号及び様式第3号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置するものとする。ただし、止むを得ない事由により配置予定技術者を変更しようとする場合は、工事技術者等変更申請書(様式第5号)を提出し承認を得るものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めのない事項で島田市財務規則(平成17年島田市規則第35号)その他入札に係る島田市の諸規則(告示を含む)に定めがある事項は、格付公募型一般競争入札に適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。